

(加算料金)

要介護の方

加算料金 (介護保険)	1割負担	2割負担	3割負担	単位
短期集中リハビリテーション実施加算	¥200	¥400	¥600	／日
退院(所)日または認定日から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合。				
リハビリテーションマネジメント加算(口)	¥213	¥426	¥639	／月
利用者ごとリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。				
事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合	¥270	¥540	¥810	
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 (診療未実施減算)	¥-50	¥-100	¥-150	／20分
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合には、以下を要件とし、診療未実施減算を適用した上で訪問リハビリテーションを提供できる。(1)訪問リハビリテーション事業所の利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること。(2)計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。(3)情報の提供を受けた指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該情報を踏まえ、リハビリテーション計画を作成すること。※入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院後1ヶ月に限り減算を適用しない。				
退院時共同指導加算	¥600	¥1,200	¥1,800	／回
病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。				
移行支援加算	¥17	¥34	¥51	／日
評価対象期間において指定訪問リハビリテーションの提供を終了した者のうち、指定通所介護等を実施した者の占める割合が、100分の5を超えていること。評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が、訪問リハビリテーション終了者に対して、当該指定訪問リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録していること。12を指定訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の25以上であること。訪問リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するに当たり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	¥6	¥12	¥18	／回
(Ⅰ)指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいること。				